

学習の評価及び単位認定・卒業認定に関する細則

(目的)

第1条 この規定は、埼玉医療福祉会看護専門学校学則(以下「学則」という)第20条、第23条に基づき、単位認定・卒業認定について必要な事項を定め、適切な運営管理を行うことを目的とする。

(学習の評価と単位認定)

第2条 学修の評価は、学則第21条に定める科目について、試験・学習の成績等によって行う。

2 成績は100点満点としてA・B・C・Dとし、判断基準は下記のとおりとする。

評価	合格			不合格
	A	B	C	D
評点 (100点満点)	100～80	79～70	69～60	59～0

3 校長は、履修した科目について、前項の結果を総合して、評価がC以上の合格者に対し当該科目の単位を認定する。

4 単位修得できなかった科目については、取得できなかった状況別に対応を以下に定める。

*いずれの場合も指定された期限までに履修願を提出することを原則とする。

表 状況別再履修及び再試験の対応

	再履修	試験	再試験	単位認定試験
3分の2以上の出席要件を満たしていない場合	翌年に3分の2以上の再履修が必要	受験(本試験)	本試験がC評価以上を合格とする。	1年次履修科目「基礎分野」12科目、及び2年次履修科目「基礎分野」2科目に限って、履修学年の春季休業時期に試験を実施する。
D評価の場合	再履修は免除ただし、本人が希望すれば再履修もできる。	受験(本試験)	D評価の場合は不認定とし右記の限定した科目に限って単位認定試験を受けることができる	
単位認定試験がD評価の場合	当該科目が開講となる年次の試験を受験できる。単位が修得できるまで受験する。			
再試験、単位認定試験未受験	不認定			

5 学生が3年間で卒業に必要な単位が修得できない場合は、在学(6年間)が許可されている期間中にすべての単位を修得すればよい。

6 授業科目(講義・臨地実習)成績評価における「客観的な指標の算出方法」は、点数(100点)を換算したうえで取得した点数の平均値を算出し、順位を決定する。

学年ごとに前期・後期・年間総合成績及び卒業時に総合成績として算出する。

7 不認定科目数に関係なく1年次-2年次-3年次と進級できる。

(学科試験)

第3条 試験には定期試験、終講試験、追試験、再試験、単位認定試験があり、次の各項に該当する

者が受験できる。

- 1) 当該科目の出席時間数が規定時間の3分の2以上であること。
- 2) 当該期の授業料を納入していること。
- 3) 試験実施時に懲戒処分を受けていないこと。

(試験の方法)

第4条 試験の方法は筆記、口述、レポート、実技、その他の方法で行う。これらを併用することがある。

学科目によっては、授業要綱に成績評価法、評価基準が明示されている。

(定期試験・終講試験)

第5条 定期試験は所定の授業科目について前期末、または年度末に行う。

- 1) 終講試験は、授業が体系的にまとまった時、または科目終了時に行う。
- 2) その他、校長が必要と認めたときに実施することができる。
- 3) 病気、その他やむを得ない理由により定期試験・終講試験を欠席する場合は、当該試験の開始前に、その旨を学校に連絡する。
- 4) レポートの提出は指定された日時・場所に本人が提出する。
 - (1) 病気その他やむを得ない理由により提出期限までに提出できない場合は、提出前にその旨を学校に連絡する。また、理由を証明するものを添えて登校初日に提出する。それ以外は不認定となる。
 - (2) 病気、交通事故、非常災害等の明らかな理由により提出期限までに提出できない場合は、学校に連絡し、後日提出する。これ以外の理由により1日経過して延長した場合は、不認定となる。

(追試験)

第6条 追試験は、欠席理由が次の各項に該当して欠席した者に対して行う。

- 1) 配偶者及び二親等以内の親族の死亡に伴う葬祭(忌引き)
 - 2) 病気のため欠席した者、「学校保健安全法施行規則」で指定されている感染症に罹患又は同居者の感染で学校より一時的に欠席を指示された者
 - 3) 災害、交通事故等不足の事態により欠席した者
- 2 追試験を受験する者は、理由を客観的に証明する書類を添えて、別に定める追試験受験願を提出し、受験料として1試験につき2,000円を納入しなければならない。ただし、「学校保健安全法施行規則」で指定されている感染症に罹患又は同居者の感染で学校より一時的に欠席を指示された場合の追試験の受験料は免除する。
- 3 追試験受験願の提出がなかった場合は、原則として受験資格を失う。また、受験資格を失った場合は、年度内の再試験を受けることができない。

- 4 追試験の成績は、その得点の80%とする。
- 5 追試験で不合格の場合は、再試験を受けることができる。

(再試験)

第7条 科目試験の成績が60点未満の者は、再試験を受けることができる。

- 2 再試験を受験する者は、別に定める再試験受験願を提出し、受験料として1試験につき2,000円を納入しなければならない。
- 3 再試験受験願の提出がなかった場合は、原則として受験資格を失う。また、受験資格を失った場合は、年度内の再試験を受けることができない。
- 4 再試験に合格した者の評価は60点とする。
- 5 再試験は1回を限度として受験することができる。ただし再試験で合格に満たなかった場合及び出席時間数が授業時間数の3分の2に達せず評価を受けることができなかつた場合は、翌年に当該科目の単位の認定を受けることができる。ただし、「基礎分野」14科目に限っては表『状況別再履修及び再試験の対応』に準じる。
- 6 再試験の追試験は実施しない。

(単位認定試験)

第8条 1年次及び2年次履修科目「基礎分野」14科目の再試験が不合格の場合は、再々試験すなわち単位認定試験を受けることができる。受験を希望する者は、単位認定試験願書を事前に提出する。

- 2 試験の実施時期は履修学年の春季休業とする。
- 3 単位認定試験に合格した者の評価は60点とする。
- 4 単位認定試験は1回を限度として受験することができる。
- 5 単位認定試験を受験する者は、別に定める単位認定試験願を提出し受験料として1試験につき2,000円を納入しなければならない。

(試験の告知)

第9条 試験の科目および日程に関しては、試験実施日1ヶ月前に学生に告知する。

(成績の告知)

第10条 試験(本試験・再試験・単位認定試験)の結果を1階の掲示板に告知する。また、保護者には1年次、2年次の成績結果を通知する。(3月～4月)

総合成績(評価科目)の平均点及び順位は、事務室で閲覧できる。

(臨地実習の評価及び認定)

第11条 臨地実習の成績は、実習科目ごとの実習終了時に実習担当教員が評価し認定する。

- 2 評価は実習記録・課題、学生の自己評価、実習指導者の意見、情報等を参考に担当教員が実習評価表の評価基準に基づき行う。
- 3 臨地実習の評価は、A・B・C・Dとし、判定基準は下記のとおりとする。

評 価	合 格			不 合 格
	A	B	C	D
評 点 (100 点満点)	100～80	79～70	69～60	59～0

- 4 担当者が指定した実習記録類を期限までに提出しない者は、評価の対象にならない。すなわち不認定となる。また無断欠席した者は補習実習の対象とならない。
- 5 実習の単位修得は次の要件を満たしていなければならない。
- 1) 各単位の实習において5分の4以上の出席をしている。
 - 2) 各単位の实習において60点以上をとっている。
- 6 基礎看護学実習Ⅰ-A及びⅠ-Bの認定を受けた者は、基礎看護学実習Ⅱに進むことができる。ただし、基礎看護学実習Ⅰ-A、Ⅰ-Bの実習が不認定でも2年次に進級できる。
- 7 基礎看護学実習Ⅱに進むためには以下の条件を満たすものとする。
- 1) 1年次履修科目である基礎看護技術論Ⅰ～Ⅳ及びⅦの5科目すべてを合格していること。
 - 2) 1年次前期履修科目である基礎看護技術論Ⅰ～Ⅳが不認定の場合、2年次の前期に再試験が受けられる。ただし、1年次後期履修科目である基礎看護技術論Ⅶ(看護過程)が不認定の場合は、基礎看護学実習Ⅱを履修できない。
- 8 専門分野実習の履修に関する条件は下記のとおりとする。

表 専門分野実習に関する規定

1. 基礎看護学実習Ⅱが認定されている。	1と2が不認定、又は1か2のいずれかが不認定の場合は、専門分野の実習に進むことができない。	
2. 基礎看護技術論Ⅶ(看護過程)が認定されている。		
3. 下記の履修科目(援助論)が不認定の場合は、その分野の実習を受けることができない。		
1) 地域・在宅看護援助論Ⅳが不認定	地域・在宅看護実習が履修できない	履修できない分野の実習は翌年度に履修する。
2) 成人看護学援助論Ⅴが不認定	成人看護実習Ⅰが履修できない	
3) 老年看護学援助論Ⅲが不認定	老年看護実習が履修できない	
4) 小児看護学援助論Ⅲが不認定	小児看護実習が履修できない	
5) 母性看護学援助論Ⅲが不認定	母性看護実習が履修できない	
6) 精神看護学援助論Ⅲが不認定	精神看護実習が履修できない	

- 9 基礎看護学実習Ⅱを履修しないで3年次に進級した場合
- 1) 看護の統合Ⅰ,Ⅱ,Ⅲの科目は履修できる。
 - 2) 看護の実践及び基礎看護学概論Ⅱの科目は履修できない。
- (補習実習)

第12条 次の各項に該当する場合は、補習実習を履修することができる。

- 1) 実習の評価が合格点に満たない場合

- 2) 科目別の実習出席時間が規定時間に満たない場合
- 3) その他、以下の状況が認められた場合
 - 実習施設との契約内容に違反した場合
 - 正当な理由がなく欠席した場合
 - 学生の本分に反した実習態度(行動)を示した場合
 - 受持ち患者やスタッフとのコミュニケーションが円滑にできず、相手に多大なる不快感を与えた場合
 - 担当教員の指導に正当な理由なく応じない場合 など
- 4) 補習実習の実施においては、原則として不合格及び実習出席時間が満たなかった科目に該当する実習施設・場所において補習実習を行う。期間、時期、内容、方法は教務会議で決定する。
- 5) 補習実習の成績は60点とする。
- 6) 補習実習を受ける場合は、事前に補習実習願と実習費1日1,000円を納入する。
- 7) 遅刻や欠席は不認定とする。ただし、「学校保健安全法施行規則」で指定されている感染症に罹患又は同居者の感染で学校より一時的に欠席を指示された場合、及び正当な理由がある場合は補習実習を受けることができる。

(追実習)

第13条 下記に掲げる理由により追実習を履修することができる。

- 1) 病気で出席ができなかった者(事実が証明できるものを添付)
- 2) 忌引きで出席できなかった者
- 3) 災害、交通事故等不測の事態により欠席した者(事実が証明できる書類を添付)
- 4) 「学校安全法施行規則」で指定されている感染症に罹患又は同居者の感染で学校より一時的に欠席を指示された者
- 5) 追実習の成績は、その得点の80%とする。
- 6) 追実習で不合格の場合は補習実習を受けることができる。
- 7) 追実習を受ける場合は、事前に追実習願と実習費1日1,000円を納入する。ただし、4)の場合の実習費は納入しなくてもよい。

(単位認定実習)

第14条 次の各項に該当する場合は、単位認定実習を履修することができる。

- 1) 1年次、2年次、3年次の履修科目がすべて認定されている。
- 2) 何らかの理由で不認定になった専門分野実習(1クール/1科目)の領域に限って単位認定実習を受けることができる
- 3) 単位認定実習の実施においては、原則として本実習の実習施設・場所及び期間とする。
- 4) 単位認定実習の実施判定は教員会議の議決を経て決定する。
- 5) 単位認定実習の成績は60点とする。不合格の場合の補習実習は実施しない。
- 6) 単位認定実習を受ける場合は事前に単位認定実習願と実習費10,000円を納入する。
- 7) 遅刻や欠席は不認定とする。

(卒業認定)

第15条 全科目の修了認定を受けた者に対して、教員会議の議決を経て、校長が卒業の認定をする。ただし、欠席日数が出席すべき日数の3分の1を超える者については原則として卒業を認めない。

2 校長は課程を修了した者に対して、卒業証書、ならびに専門士(医療専門課程)の称号を授与する。

(その他)

第16条 専門基礎分野の科目で不認定科目があっても3年次に進級できるが、単位認定試験の時期によっては、国家試験が受験できない可能性がある。

附則 この細則は第24回生から適用する。